

第1回 加茂市地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和5年5月30日（火）
午後1時30分～

会 場 加茂市役所5階全員協議会室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 加茂市地域公共交通活性化協議会について
- 5 規約の制定について（資料1）
- 6 監査員の任命について
- 7 財務規程、事務局規定及び協議会委員の報酬及び費用弁償規定の制定について（資料2・資料3・資料4）
- 8 かもんバスの時刻表及び一部路線の変更について（資料5）
- 9 令和5年度加茂市地域公共交通活性化協議会の実施内容について
- 10 その他

令和5年度 第1回 加茂市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

【敬称略】

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	加茂市	市長	ふじた あけみ 藤田 明美	
2	公益社団法人新潟県バス協会	専務理事	たかはし せいきち 高橋 清吉	欠席
3	新潟交通観光バス株式会社	代表取締役	こだ きとる 古田 哲	欠席
4	越後交通株式会社三条営業所	所長	やすだ つかさ 安田 司	
5	蒲原鉄道株式会社	代表取締役	しげの かずひろ 茂野 一弘	欠席
6	葵タクシー株式会社	代表取締役	かわさき よしふみ 川崎 敬文	代理出席:運行管理者 ばんば ひろし 番場 浩
7	加茂タクシー有限会社	取締役	さかい みほ 坂井 美穂	
8	中越交通株式会社加茂営業所	所長	あおやぎ ひろひこ 青柳 浩彦	欠席
9	東日本旅客鉄道株式会社 燕三条駅	駅長	たかはし ちよし 高橋 智義	欠席
10	新潟県三条地域振興局 地域整備部	維持管理課長	あいば とみき 相羽 朋紀	
11	加茂市建設課	課長	みやざわ やすお 宮澤 康夫	
12	新潟県加茂警察署	署長	もい かつあき 桃井 克朗	代理出席:交通課長 つちだ まさき 土田将王
13	加茂市区長会	会長	こばやし まこと 小林 誠	
14	地域公共交通利用者		かとう はとこ 加藤 はとこ	
15	地域公共交通利用者		かいづ えみ 海津 恵美	
16	新潟大学	准教授	とうどう ふみあき 藤堂 史明	
17	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課	課長	たままき ふみなり 玉巻 史成	欠席
18	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	やまだ たかき 山田 一輝	
19	日本労働組合総連合会 新潟県連合会県央地域協議会	議長	たなか このむ 田中 好	欠席
20	新潟県立加茂病院	事務長	こいけ たかゆき 小池 貴之	

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
21	加茂商工会議所	事務局長	たかほた ゆきこ 高畑 結城子	
22	加茂市社会福祉協議会	事務局長	あおき としお 青木 敏男	欠席
23	五泉市企画政策課	課長	つかの かずや 塚野 一也	
24	田上町産業振興課	課長	こんどう たくや 近藤 拓哉	
25	加茂市	副市長	いからし ひろゆき 五十嵐 裕幸	
26	加茂市	CSO	いちかわ たかし 市川 恭嗣	
27	加茂市商工観光課	課長	さいとう ひさこ 斎藤 久子	
28	加茂市健康福祉課	課長	おおの ひろし 大野 博司	
29	加茂市教育委員会庶務課	課長	くさの ともふみ 草野 智文	

【事務局】 加茂市環境課

令和5年度 加茂市地域公共交通活性化協議会 座席表

加茂市役所5階全員協議会室

議長

五泉市企画政策課長 塚野 一也	新潟大学准教授 藤堂 史明	加茂市長 藤田 明美	事務局	
田上町産業振興課長 近藤 拓哉	三条地域振興局 地域整備部維持管理課長 相羽 朋紀	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 山田 一輝	事務局	
加茂市商工観光課長 斎藤 久子	加茂病院事務長 小池 貴之	加茂警察署交通課長 土田 将王	事務局	
加茂市健康福祉課長 大野 博司	加茂商工会議所事務局長 高畑 結城子	加茂市区長会長 小林 誠	事務局	
加茂市教育委員会 庶務課長 草野 智文	越後交通㈱三条営業所長 安田 司	地域公共交通利用者 加藤 はとこ		
	葵タクシー(㈱)運行管理者 番場 浩	地域公共交通利用者 海津 恵美		
	加茂タクシー(有)取締役 坂井 美穂	加茂市副市長 五十嵐 裕幸		
	加茂市建設課長 宮澤 康夫	加茂市CSO 市川 恭嗣		

かもんバス・かもんタクシー これまでの経緯・現状報告

1 これまでの経緯

- 市民バスの見直し検討に令和2年度に着手し、令和3年11月からの実証実験を経て、令和4年12月に本格運行に至った。
- 検討着手から本格運行の間に計7回の加茂市地域公共交通会議を開催しており、課題整理から見直し案選定、運行詳細検討、関係機関合意形成までの全ての見直しステップの協議を行った他、実証実験中においても、利用状況等を踏まえ、より利便性が高く効率的な運行への見直しを複数回実施した。

表 かもんバス・かもんタクシーに関するこれまでの経緯 (1/2)

年月日	内容
令和2年11月	令和2年度 第3回 加茂市地域公共交通会議 ○公共交通の現状を整理したうえで次の課題を挙げ、公共交通体系の見直し案の方向性を協議。 ・課題①：七谷方面路線の効率化 ・課題②：加茂駅周辺における移動ニーズに合わせた運行見直し ・課題③：公共交通空白地の解消 ・課題④：持続可能な公共交通の形成
令和3年3月	令和2年度 第4回 加茂市地域公共交通会議 ○公共交通体系の見直し案を4案提示し、比較検討結果について協議。※別紙1参照
令和3年7月	令和3年度 第1回 加茂市地域公共交通会議 ○タクシー事業者を委員に追加し、公共交通体系の見直し案の比較検討結果について再度協議し、第4案（基幹バスの導入＋全域へデマンド型乗合タクシー導入）を選定。※別紙1参照
令和3年9月	令和3年度 第2回 加茂市地域公共交通会議 ○デマンド型乗合タクシー、基幹バス、早朝バスの運行詳細を協議。
令和3年10月25日	デマンド型乗合タクシー実証実験開始 ○既存市民バスと1週間重複運行し、利用者の混乱、配車トラブルを軽減
令和3年11月1日	既存市民バス廃止 基幹バス、早朝バス運行開始

表 かもんバス・かもんタクシーに関するこれまでの経緯 (2/2)

年月日	内容
令和4年3月	令和3年度 第3回 加茂市地域公共交通会議（書面） ○利用状況等を踏まえ、より利便性が高く効率的な運行への見直しを協議。 ・早朝村松線のルート変更 ・早朝土倉線のルート変更、路線名を早朝猿毛線に変更
令和4年6月	令和4年度 第1回 加茂市地域公共交通会議 ○運行見直し後の利用状況およびアンケート調査結果を報告。 ○利用状況等を踏まえ、より利便性が高く効率的な運行への見直しを協議。 ・デマンド型乗合タクシーの五泉市内を運行する場合の委託料の見直し ・七谷線の新町商店街の交互通行開始に伴うルート変更 ・七谷線の水源地発着便の増便 ・須田線の各方面最終便の減便 ・須田線の都ヶ丘への延伸 ○市民バスの愛称「かもんバス」、のりあいタクシーの愛称「かもんタクシー」、マスコットキャラクター「おでかもちゃん」がそれぞれ選定された。
令和4年10月	令和4年度 第2回 加茂市地域公共交通会議 ○かもんバス・かもんタクシー本格運行計画を協議。※「4 本格運行計画について」参照 ○利用状況等を踏まえ、より利便性が高く効率的な運行への見直しを協議。 ・かもんタクシーの料金改定（値下げ） ・かもんタクシーの田上町の医療施設乗り入れ ・七谷地域の集落経由路線（七谷帰宅便）の導入 ・早朝天神林・長福寺線の発地の変更 ・早朝路線の一部便の休日運休 ・一部便の年末年始の運休
令和4年11月	かもんバス本格運行開始
令和4年12月	かもんタクシー本格運行開始

2 運行内容 ※運行ルートは別紙2参照

2.1 かもんバス

加茂市営バス『かもんバス』

かもんバスとは？

加茂市が運行する市営バスです。
須田線、七谷線の2路線が市内各所と加茂駅、加茂病院、商店街を結びます。
また、朝の時間帯の通勤通学に対応する早朝路線が運行しています。

運賃

- ・運賃は「後払い」です。
- ・現金、回数券がご利用いただけます。

区分		市内	市外
大人	中学生以上	200円	400円
小児	小学生	100円	200円
幼児	小学生未満	無料	無料

※乗降する停留所の片方もしくは両方が市外の場合は市外運賃となります。
※身体・知的・精神障がいがある方、および介助者は大人料金の半額です。
割引を受けるためには各種手帳の提示が必要です。



■定期券

種別	区間	料金
一般定期券	200円(市内)	6,000円/月
	400円(市外)	12,000円/月
通学定期券 (中・高・大)	200円(市内)	3,600円/月
	400円(市外)	7,200円/月
障がい者・小児 定期券	200円(市内)	3,000円/月
	400円(市外)	6,000円/月

※1か月～6か月まで選べます。
※早朝バスのみご利用の場合は、半額の定期券を販売いたします。(須田線、七谷線ではご利用いただけません)
※通学定期券をご購入の際は、学生証など在学习していることが分かるものをお持ちください。
※障がい者定期券をご購入の際は、各種手帳をお持ちください。

■回数券

種別	料金
100円券11枚綴り	1,000円
200円券11枚綴り	2,000円
400円券11枚綴り	4,000円

※かもんタクシーでも使用できます。

販売場所

定期券

- ・加茂市役所 健康福祉課
- ・加茂市役所 環境課
- ・上条コミュニティセンター
※上条コミセンでは土日祝日も販売を行っています。

回数券

- ・加茂市役所 健康福祉課
- ・加茂市役所 環境課
- ・勤労青少年ホーム
- ・中央コミュニティセンター
- ・上条コミュニティセンター
- ・下条コミュニティセンター
- ・須田コミュニティセンター
- ・七谷コミュニティセンター

2.2 かもんタクシー

乗合タクシー『かもんタクシー』

市内どこでも！
自宅付近から乗車可能！

かもんタクシーとは？

複数の利用者がタクシー車両に「乗り合い」する公共交通です。
1時間前までに予約をすれば、加茂市内どこでも、好きなところで乗り降りできます。
ルートは決まっておらず、一緒に乗り合う利用者によって乗降時刻が変化します。

運行内容

- 運行エリア** 加茂市全域
※18時便のみ五泉市内の
かもんバス停留所で降車できます。
- 運行日** 毎日
- 予約** 1か月前から
1時間前までに予約が必要
※8時便は前日の18時まで
※同じ便に予約が集中した場合などは、
予約をお断りする場合があります。

運行する便

便	予約の締切
8時便	前日の18時
9時便	運行の1時間前
10時便	
11時便	
12時便	
13時便	
14時便	
15時便	
16時便	
17時便	
18時便	

運賃

- ・運賃は「**後払い**」です。
- ・現金、回数券 **P6** がご利用いただけます。

■大人（中学生以上）

エリアは P1～2 の公共交通マップをご覧ください。

乗降	須田 エリア	西地区 エリア	市街地 エリア	狭口 エリア	七谷 エリア	村松 エリア	田上町 エリア
須田エリア	200円	300円	500円	800円	1,000円	1,200円	800円
西地区エリア	300円	200円	300円	600円	800円	1,000円	600円
市街地エリア	500円	300円	200円	300円	500円	800円	400円
狭口エリア	800円	600円	300円	200円	300円	600円	600円
七谷エリア	1,000円	800円	500円	300円	200円	400円	800円

- ※小児（小学生）は半額、幼児（小学生未満）は無料です。
- ※身体・知的・精神障がいがある方、および介助者は大人料金の半額です。
割引を受けるためには各種手帳の提示が必要です。
- ※田上町エリアは須田医院、星野内科医院、田上診療所で乗降できます。
また、田上町エリア間、田上町エリア・村松エリア間の利用はできません。

注意事項

- ・積雪・悪天候・配車状況によっては、利用をお断りする場合があります。
- ・道路状況によっては、到着が遅れたり、ご指定の場所まで行けない場合があります。



利用方法

1

利用したい便の**1時間前**までに
電話またはインターネットで予約

かもんタクシー予約センター

フリー
ダイヤル

☎0800-123-6822

予約受付時間 7:30 ~ 18:00



※公衆電話からお電話の際は **050-3164-0686** におかけください

12時便を
利用したいです

※便の指定はできますが、
乗降時刻の指定はできません。

インターネット
予約専用サイト
24時間受付



2

予約した乗車場所で待つ

予約した便の時間帯の**00分**までに
乗車場所でお待ちください。

(例: 12時便の場合→12時00分)

乗務員から
見えやすい位置で
お待ちください



予約や道路状況によってお迎えが00分より
遅くなる場合があります。
お迎えが毎時10分以降になるときは
予約センターよりお迎え時刻をご連絡いたします。

このステッカーが
目印です!



3

降車時に運賃を支払う

現金、回数券がご利用いただけます。



3 運行実績

3.1 かもんバス

- かもんバスの利用者数は概ね横ばいで推移している。
- 7月、8月は利用者数が減少しており、学生の夏休み期間のため通学利用が減少したものと考えられる。

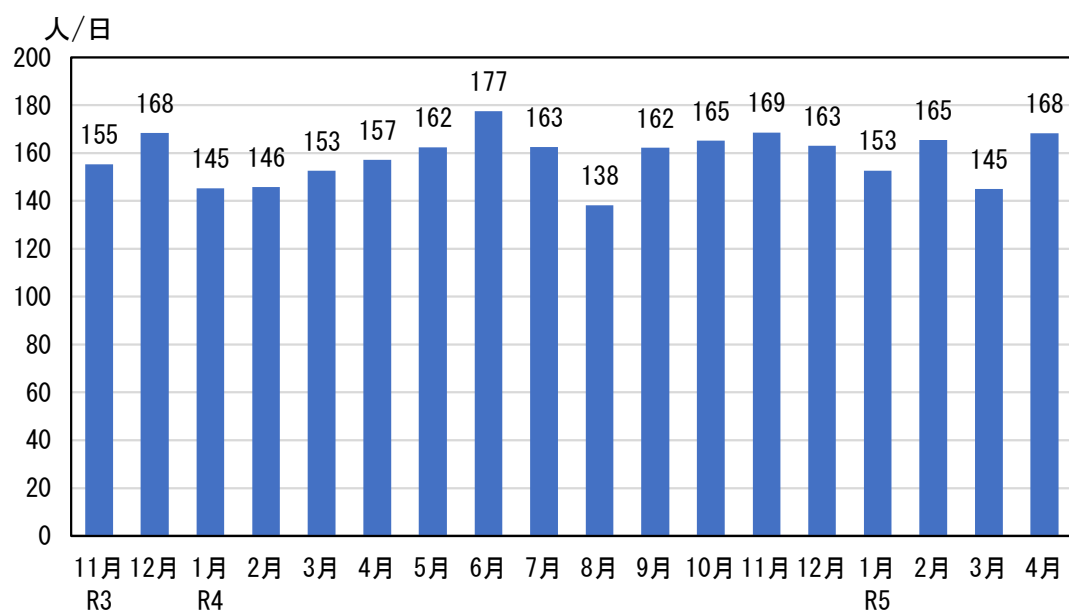


図 かもんバス日平均利用者数

3.2 かもんタクシー

○利用者数は10月頃をピークに増加し、冬期の1月以降はやや利用者数が減少している。

○1台あたりの平均乗合人数は1.7人/台程度で推移している。

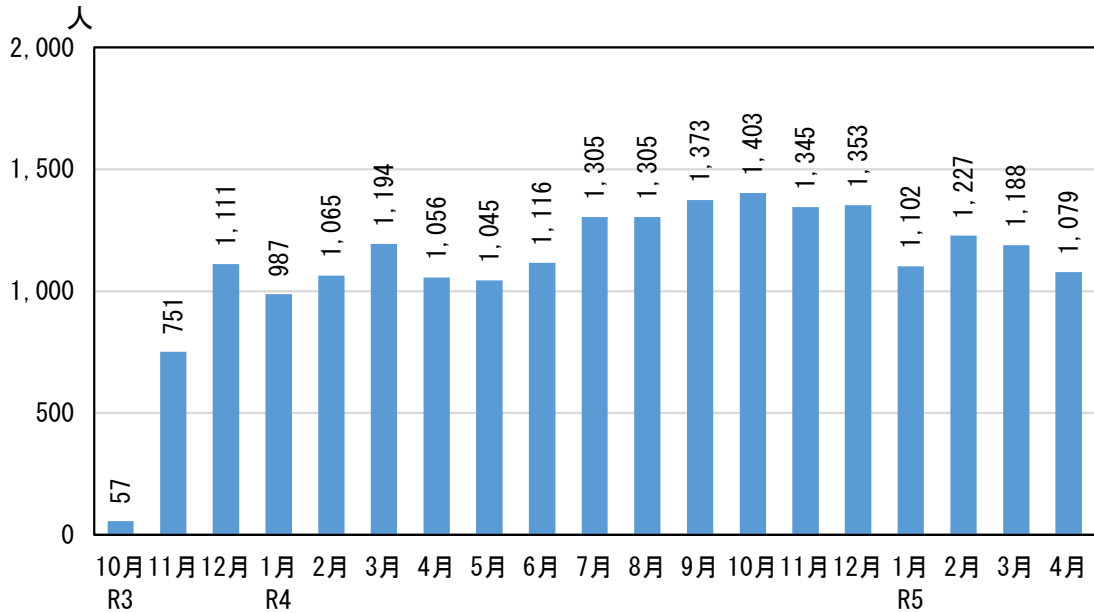


図 かもんタクシー月別利用者数

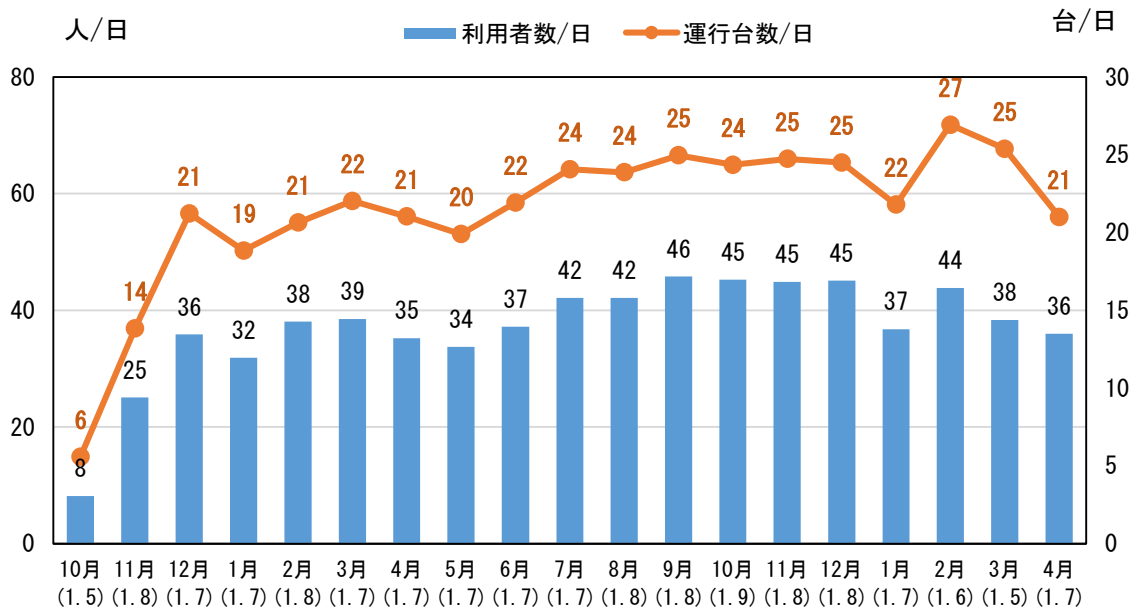
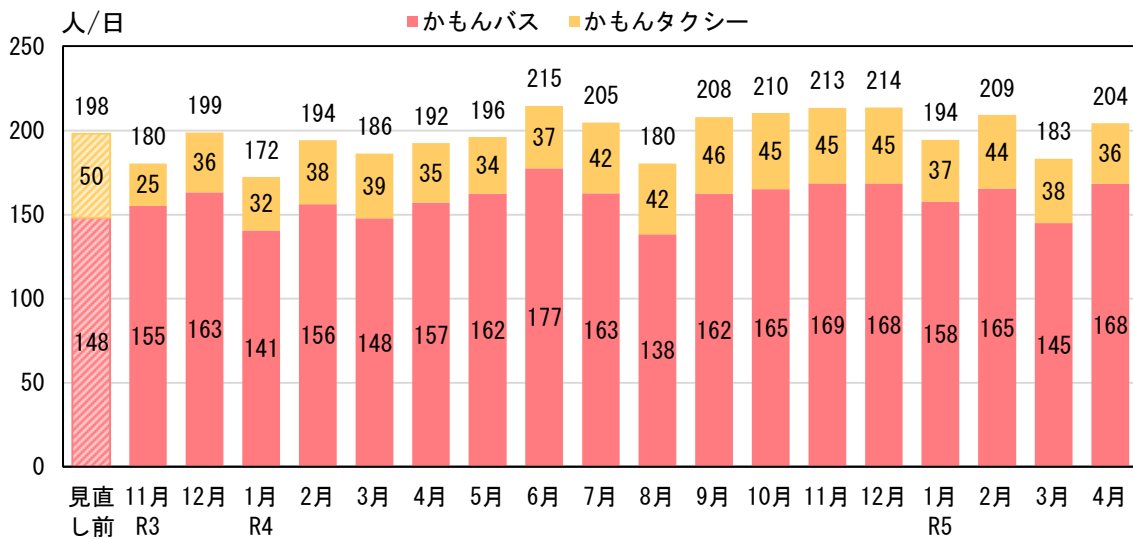


図 日平均利用者数、日平均運行台数

※カッコ内は1台あたりの平均乗合人数

3.3 運行見直し前後の比較

- かもんタクシーとかもんバスの利用者数の合計は、運行体系の見直し前の市民バスの利用者数と同程度となっており、既存の利用者は新たな運行体系への移行に概ね順応できていると考えられる。
- 令和3年3月に実施したアンケート調査では、かもんタクシー利用者のうち39%が導入前よりも公共交通の利用頻度が増加したと答えたほか、全体の約9割がかもんタクシーの運行を継続したほうが良いと回答している。
- かもんバス、かもんタクシーにより、市営公共交通の運行を効率化しつつ、利便性の確保が図られている。

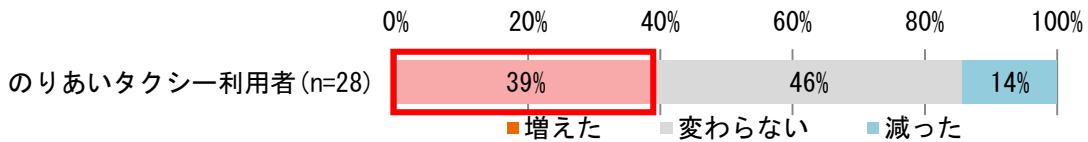


市民バス廃止地域はのりあいタクシーに転換すると仮定

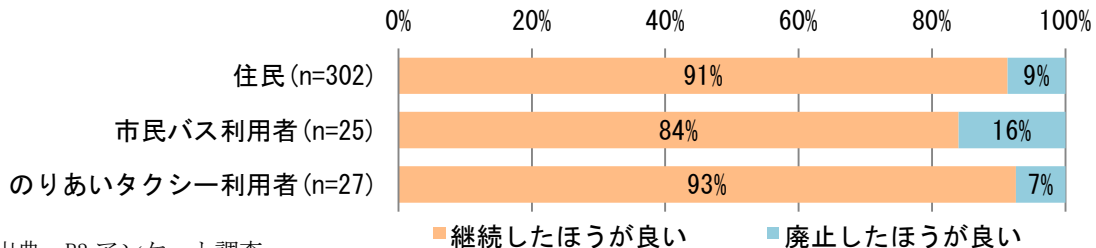
図 日平均利用者数の推移 (見直し前後の比較)

※見直し前は R3 5/31~6/6 市民バス乗降調査データ。
 ※市民バス運行継続地域及び早朝バス運行時間帯は市民バスの利用を継続すると仮定。

■昨年11月の市民バスの運行見直し、のりあいタクシーの導入前と比較して、公共交通の利用頻度は増えたか。



■のりあいタクシーの運行を今後も継続したほうが良いと思うか。



出典：R3 アンケート調査

※無回答や「分からない」と回答した人を除く

4 本格運行計画について

○本格運行を開始させるにあたり、より利便性が高く持続可能な公共交通とするために、情報提供の充実、利用環境の整備、利用促進等の施策の継続的な実施計画のほか、利用実態の調査・分析の計画を以下のとおり立案した。

※令和4年度 第2回 加茂市地域公共交通会議 資料より

○令和5年度に策定する地域公共交通計画における施策検討の基礎資料として活用するものとする。

表 施策一覧

分類	施策	かもんバス	かもんタクシー
情報提供の充実	(1)GTFS データ整備	●	
	(2)デジタルサイネージの整備	●	
利用環境の整備	(3)主要施設への乗降場所の目印の設置		●
	(4)定期券、回数券のデジタル化	●	●
利用促進	(5)かもんバス車両ラッピング	●	
	(6)停留所の表示板の更新	●	
	(7)かもんタクシー乗り方講座		●
	(8)商店街と連携したイベント実施	●	●
	(9)チラシ配布によるPR	●	●
	(10)SNSを活用したPR	●	●

表 利用実態の調査・分析項目

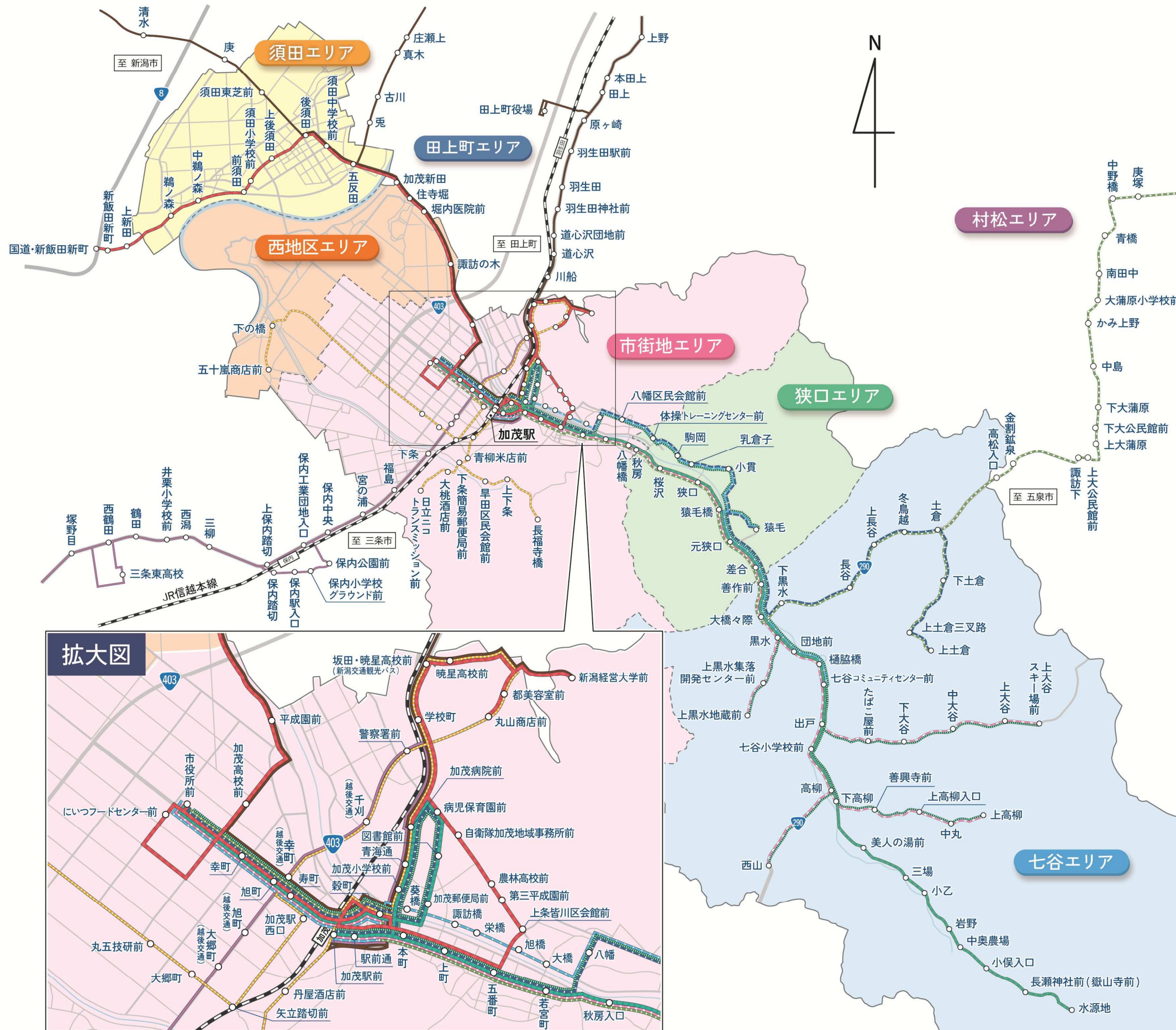
分類	項目	かもんバス	かもんタクシー
利用実態の調査・分析	(1)利用者数の集計・分析	●	●
	(2)アンケート調査の実施	●	●

表 見直し案の比較検討

案	第1案	第2案	第3案	第4案
概要	現行路線の減便	現行路線の減便 十七谷地区へデマンド型乗合タクシー導入	現行路線の廃止（新飯田線を除く） +全域へデマンド型乗合タクシー導入	基幹バスの導入 +全域へデマンド型乗合タクシー導入
イメージ図				
カバ人口	△ ・変化なし。	○ ・七谷地区のカバ人口が増加。	◎ ・市全域をカバー。 ・狭あいではバスが入れない道も運行可能。	◎ ・市全域をカバー。 ・狭あいではバスが入れない道も運行可能。
目的地のカバ	△ ・市街地のスーパーなど、停留所が遠い施設がある。	△ ・市街地のスーパーなど、停留所が遠い施設がある。	◎ ・市全域の施設をカバー。	◎ ・市全域の施設をカバー。
運行頻度 [重要項目]	△ ・ほとんどのバス路線で減少。 ・特に七谷地区の影響大。 ・平日 90 便→62 便 (-28 便)	○ ・ほとんどのバス路線で減少。 ・基幹バスとデマンドの導入により、七谷地区の運行頻度が増加。	◎ ・市全域で、1 時間に往復 1 便程度に増加。	◎ ・市全域で、1 時間に往復 1 便程度に増加。 ・基幹バスの導入により、市街地におけるバス路線の過度な重複を解消。
乗降の利便性 (バス停までの距離) [重要項目]	△ ・変化なし。 ・自宅からバス停留所までの距離が遠い地域の利便性が低い。	○ ・バス路線沿線は変化なし。 ・七谷地区は、自宅近くで乗降可能。	◎ ・市全域で、自宅や目的地の近くで乗降可能。 ・新飯田線を利用する場合は変化なし。	◎ ・市全域で、自宅や目的地の近くで乗降可能。 ・基幹バスを利用する場合は変化なし。
定時性	◎ ・定時定路線のため、定時性が確保できる。	○ ・バス路線では、定時性が確保できる。 ・七谷地区は、定時性が低下。	△ ・定時性が低下。 ・特に鉄道との接続が課題。	○ ・バス路線では、定時性が確保できる。 ・七谷地区や下条地区などは、定時性が低下。
予約の手間	◎ ・予約は不要。	○ ・七谷地区は、予約が必要。	△ ・概ね市全域で、予約が必要。	○ ・基幹バスが運行していない地域では、予約が必要。
乗り継ぎの手間	○ ・加茂駅、病院、市役所等の主要施設へ乗り換えなしでアクセスできる。 ・一部施設は乗り換えが必要。	△ ・七谷地区は、交通結節点で乗り換えが必要。 ・結節点における待合環境の整備が必要。	◎ ・市全域で自由に乗降できるため、乗り換えは不要。	◎ ・基幹バスでは、加茂駅、病院、市役所等の主要施設へ乗り換えなしでアクセスできる。 ・デマンドを利用すれば、市全域で自由に乗降できるため、乗り換えは不要。
運行ルールの市民理解	◎ ・新たなシステムを導入しないため、周知は不要。 ・ダイヤの変更については周知が必要。	○ ・七谷地区は、バスの代替として新たなシステムを導入するため、周知が必要。	△ ・市全域で、バスの代替として新たなシステムを導入するため、周知が必要。	○ ・基幹バスは、ダイヤやルートの変更について周知が必要。 ・バスが廃止となる地域においては、新たなシステムについて周知が必要。
運行経費 [重要項目]	○ □月額経費：約 705 万円 =年間経費：約 8,500 万円 (R1 年度比 -30%) ※R1 年度実績：約 12,200 万円	△ □デマンド初期費用：約 160 万円 (タブ設置、タクシー会社説明会) □月額経費：約 815 万円 =年間経費：約 9,800 万円 (R1 年度比 -20%) 月額内訳 { ・バス(早朝含む) 約 660 万円 ・デマンドシステム 約 55 万円 ・デマンド委託料 約 100 万円 ※デマンドは実運行 16 便/日程度。 ※委託料を 0.3 万円/便と設定。	△ □デマンド初期費用：約 160 万円 (タブ設置、タクシー会社説明会) □月額経費：約 820 万円 =年間経費：約 9,800 万円 (R1 年度比 -20%) 月額内訳 { ・バス(早朝含む) 約 270 万円 ・デマンドシステム 約 150 万円 ・デマンド委託料 約 400 万円 ※デマンドは実運行 65 便/日程度。 ※委託料を 0.3 万円/便と設定。	◎ □デマンド初期費用：約 160 万円 (タブ設置、タクシー会社説明会) □月額経費：約 695 万円 =年間経費：約 8,300 万円 (R1 年度比 -32%) 月額内訳 { ・バス(早朝含む) 約 535 万円 ・デマンドシステム 約 55 万円 ・デマンド委託料 約 105 万円 ※デマンドは実運行 17 便/日程度。 ※委託料を 0.3 万円/便と設定。

※赤字はアンケートの改善要望を踏まえて設定した重要項目、青字は市内の公共交通を確保していく上での重要項目

※「目的地のカバ」は、アンケート結果において買い物での主要な目的地となっているリオン・ドール加茂店などの近くに加茂市営市民バスの停留所がないことから、比較項目として設定した



かもんバス

	須田線
	七谷線
	七谷帰宅便
	早朝 猿毛線
	早朝 土倉・猿毛線
	早朝 高柳線
	早朝 村松線
	早朝 天神林・長福寺線

路線バス

	新潟交通観光バス
	越後交通

かもんタクシー運賃エリア

須田エリア	須田地区
西地区エリア	加茂新田、山島新田、天神林
狭口エリア	狭口地区、桜沢
七谷エリア	七谷地区
市街地エリア	市内の上記以外の区域
村松エリア	五泉市内のかもんバス停留所
田上町エリア	田上町内のかもんバス停留所 (一部医療施設)



加茂市地域公共交通活性化協議会

1. 協議会の目的及び委員

(目的)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通計画の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項の協議を行うことを目的としています。

(委員)

①構成委員

協議会を構成する委員は、次の組織等の方たちを予定しています。(総数 29 名)

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
- (2) 関係する交通事業者又は道路管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) 市民又は地域公共交通の利用者
- (6) 関係する公安委員会
- (7) 関係する交通事業者の運転者が組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

②任期：2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）

※任期の途中で、担当者が変更となった場合は、前任者の残任期間となります。

2. 協議予定事項及び開催スケジュール

①令和5年度：加茂市地域公共交通計画の作成に向けた協議

令和5年度協議会開催スケジュール（予定）

開催時期		回数	内容
令和5年	5月中旬頃	第1回	協議会の設立等
	7月頃	第2回	計画策定の進め方（案）等
	11月頃	第3回	計画策定の進捗状況について等
令和6年	1月頃	第4回	加茂市地域公共交通計画（案）について等
	3月頃	第5回	加茂市地域公共交通計画（完成）について等

②令和6年度以降：地域公共交通計画の実施や交通の利便性向上を図るための協議

平成十九年法律第五十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。
- 二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に同法による鉄道施設（以下単に「鉄道施設」という。）を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（第二十七条の八第三項において単に「軌道経営者」という。）（旅客の運送を行うものに限る。）
- 八 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに同法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。以下単に「自家用有償旅客運送者」という。）
- 二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

- ホ** 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）（以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者
- ヘ** イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの
- 三** 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 四** 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。
- 五** 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業をいう。
- 六** 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（以下単に「軌道事業」という。）（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であって、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着時刻に従って運行することをいう。以下同じ。）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。
- 七** 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）であって、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。
- 八** 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であって、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。
- 九** 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法によ

る鉄道事業（以下単に「鉄道事業」という。）のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。）について、経営の改善を図るとともに、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

ニ イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域旅客運送サービス継続事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る一又は二以上の路線若しくは航路又は営業区域（以下「路線等」という。）について、旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。以下同じ。）を営む者又は自家用有償旅客運送者であって地方公共団体が国土交通省令で定めるところにより選定したものが、当該地方公共団体の支援を受けつつ、当該路線等における運送を実施することにより、地域旅客運送サービスの維持を図るための事業をいう。

十二 貨客運送効率化事業 旅客陸上運送事業（旅客運送事業（国内一般旅客定期航路事業等を除く。）をいう。第二十七条の十第二項において同じ。）及び貨物陸上運送事業（貨物鉄道事業（鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。第二十七条の八第三項において同じ。）、貨物軌道事業（軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。同項において同じ。）及び一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業をいう。第二十七条の九第三項第八号において同じ。）をいう。）について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であって、当該旅客陸上運送事業の経営の安定に資するものをいう。

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げるもののいずれかを行う事業をいう。

イ 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更で利用者の利便を増進するもの

- 一の種類の旅客運送事業から他の種類の旅客運送事業への転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（第二号八の国土交通省令で定める者の行うものを除く。以下単に「自家用有償旅客運送」という。）から旅客運送事業への転換で利用者の利便を増進するもの
 - 八 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更で利用者の利便を増進するもの
 - 二 利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他の利用者の利便を増進する運賃又は料金の設定
 - ホ 一定の運行間隔その他の一定の規則により利用者の利便を増進する運行回数又は運行時刻の設定
 - へ 共通乗車船券（二以上の旅客運送事業者（第二号イから八まで及びホに掲げる者（同号八に掲げる者にあつては、自家用有償旅客運送者を除く。）をいう。以下このへにおいて同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）の発行
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、利用者の利便を増進する事業として国土交通省令で定めるもの
- 十四 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業** 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。
- 十五 新地域旅客運送事業** 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。
- イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業
 - 一般乗合旅客自動車運送事業
 - 八 国内一般旅客定期航路事業等
- 十六 新モビリティサービス事業** 情報通信技術その他の先端的な技術を活用して二以上の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業をいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
 - 二 第五条第一項に規定する地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項
 - 三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項
 - 四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
 - 五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項
 - 六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
 - 七 その他国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項
- 3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであること並びに交通が観光旅客の来訪及び滞在の促進に不可欠なものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進及び観光の振興に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。
 - 4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
 - 6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安委員会及び環境大臣に協議するものとする。
 - 7 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国等の努力義務)

- 第四条** 国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。
- 2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。
 - 3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。
 - 4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

(地域公共交通計画)

- 第五条** 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - 二 地域公共交通計画の区域
 - 三 地域公共交通計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
 - 六 計画期間
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
 - 二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
 - 三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。
- 5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。
- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。
- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

（協議会）

- 第六条** 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
 - 3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
 - 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
 - 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
 - 6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域公共交通計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施しようとする者
 - 二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域公共交通計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(地域公共交通計画の評価等)

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

資料 1

加茂市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号 以下「再生法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（名称）

第 2 条 この会の名称は、加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は、加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号 加茂市役所内に置く。

（協議事項）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- （1）再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 計画の実施に関すること。
- （2）運送法に関すること。
- （3）地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- （4）その他協議会が必要と認めること。

（委員）

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
 - (2) 関係する交通事業者又は道路管理者等
 - (3) 地方運輸局
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市民又は地域公共交通の利用者
 - (6) 関係する公安委員会
 - (7) 関係する交通事業者の運転者が組織する団体
 - (8) その他協議会が必要と認める者
- (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、加茂市長をもって充てる。

3 副会長は、学識経験者をもって充てる。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、加茂市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第 10 条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、加茂市環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年3月20日条例第2号)の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第16条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める、

附 則

この規約は、令和5年5月30日から施行する。

資料 2

加茂市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、加茂市地域公共交通活性化協議会規約第 13 条の規定に基づき、加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、加茂市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎年会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

（予算区分）

第 3 条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算執行）

第 4 条 歳入歳出予算の執行は会長の権限とし、会長はその権限について事務局長に専決させるものとする。予算執行の手続きは、適正に処理しなければならない。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(出納員、出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。会長は、事務局員のうちから出納員を命ずることができる。会長の命を受けた出納員は、出納その他会計事務の手續きについて適正に処理しなければならない。

2 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(簿冊、書類の管理)

第7条 この規程の定めるところにより財務に関する事務を行う者は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 収支の証拠書類

(3) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊、書類

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、会議において承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

令和5年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

資料 3

加茂市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、加茂市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事。
- （2）協議会の資料作成に関する事。
- （3）協議会の庶務に関する事。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、加茂市環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、加茂市環境課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関する事。
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- （3）物品及び現金の出納に関する事。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文章の取扱い）

第5条 事務局における文章の收受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、加茂市において定められている文章の取扱いの例によ

る。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、加茂市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和5年5月30日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
加茂市地域公共交通活性化協議会 長之印	加茂市地域公共交通活性化協議会 長之印	てん書	18mm × 18mm	会長名をもって 発送する文書	1個	事務局長

資料 4

加茂市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、加茂市地域公共交通活性化協議会規約第14条の規定に基づき、加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の額）

第2条 委員は会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第2号）に準ずるものとする。ただし、次に掲げる委員の報酬については、次のとおりとする。

（1）学識経験者 1回につき10,000円

（関係者の出席を求めた場合の対応）

第3条 規約第9条5項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前条の規定を準用する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

令和5年5月30日から施行する。

かもんバスの時刻表及び一部路線の変更について

1 JR 加茂駅における乗り継ぎ時間の調整

- かもんバスの一部の便で遅れが発生したことにより、JR 加茂駅での乗換に間に合わない事例が発生したことから時刻の見直しを実施。
- ドライバーの休憩時間は各便の運行の間で最低 10 分確保しつつ、JR 加茂駅において、電車⇄かもんバスの乗り継ぎ時間を 10 分以上確保するように時刻を調整。
- 乗り継ぎ時間 10 分を確保できない場合は乗り継ぎ時間が各電車の時間に合わせてなるべく均等になるように調整。

2 路線変更・一部バス停の廃止

- 早朝猿毛線は R4.7 の新設時以降、大橋～穀町停留所間では、利用者がいない状況であったため、若宮町～本町停留所を経由する路線への変更を予定。
- 須田線新潟経営大学方面行は、暁星高校前～丸山商店前では乗車がない状況であったため、降車のみに変更を予定。
- 旭町停留所は国道と県道の交差点付近の停留所のため交通量が多く、バスが停車時に事故の危険があるため廃止を予定。

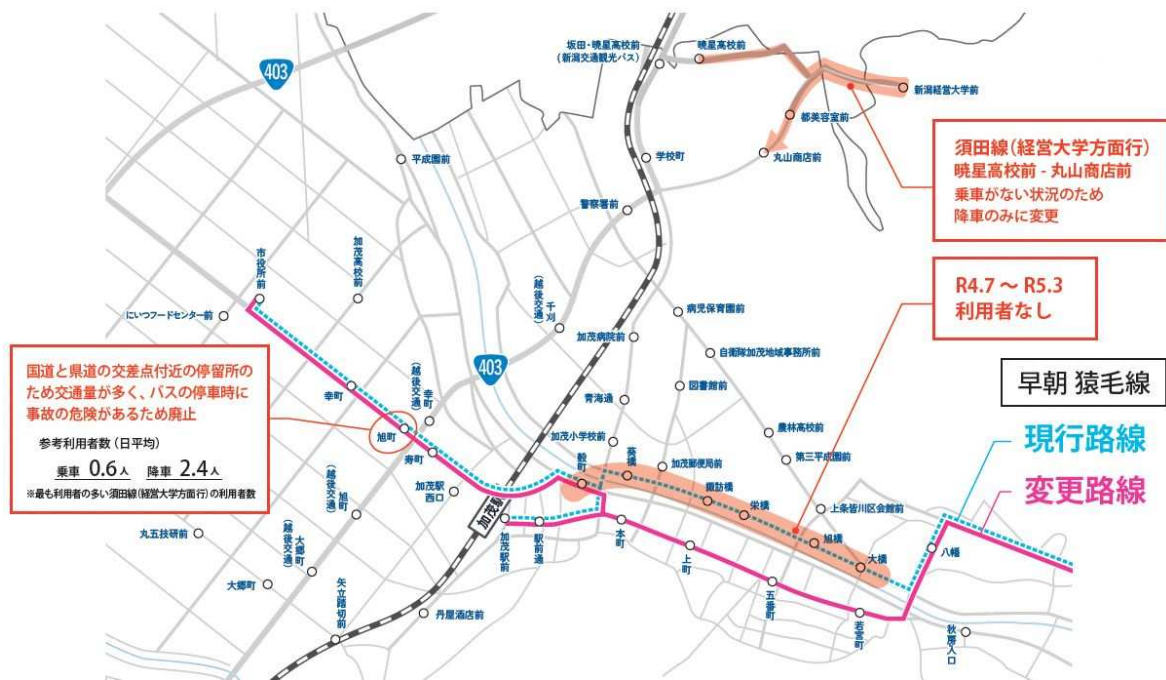


図 早朝猿毛線のルート変更、旭町停留所の廃止

3 加茂市公共交通時刻表

- 1、2の変更を踏まえ、新たな加茂市公共交通時刻表を作成する予定。
- 7月18日（火）全戸配布、8月1日（金）新ダイヤによる運行開始に向け準備を進めている。

七谷線
下り
市役所前行

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便	第11便	第12便	第13便
水源地	7:25	9:18	10:17		12:33	13:33		15:31			18:28		
長瀬神社前	7:27	9:20	10:19		12:35	13:35		15:33			18:30		
小俣入口	7:28	9:21	10:20		12:36	13:36		15:34			18:31		
中奥農場	7:29	9:22	10:21		12:37	13:37		15:35			18:32		
岩野	7:29	9:22	10:21		12:37	13:37		15:35			18:32		
小乙	7:30	9:23	10:22		12:38	13:38		15:36			18:33		
三場	7:31	9:24	10:23		12:39	13:39		15:37			18:34		
美人の湯	7:32	9:25	10:24	11:35	12:40	13:40	14:40	15:38	16:23	17:30	18:35	19:16	21:00
下高柳	7:33	9:26	10:25	11:36	12:41	13:41	14:41	15:39	16:24	17:31	18:36	19:17	21:01
高柳	7:33	9:26	10:25	11:36	12:41	13:41	14:41	15:39	16:24	17:31	18:36	19:17	21:01
七谷小学校前	7:34	9:27	10:26	11:37	12:42	13:42	14:42	15:40	16:25	17:32	18:37	19:18	21:02
出戸	7:35	9:28	10:27	11:38	12:43	13:43	14:43	15:41	16:26	17:33	18:38	19:19	21:03
七谷コミセン	7:36	9:29	10:28	11:39	12:44	13:44	14:44	15:42	16:27	17:34	18:39	19:20	21:04
樋脇橋	7:37	9:30	10:29	11:40	12:45	13:45	14:45	15:43	16:28	17:35	18:40	19:21	21:05
団地前	7:38	9:31	10:30	11:41	12:46	13:46	14:46	15:44	16:29	17:36	18:41	19:22	21:06
黒水	7:38	9:31	10:30	11:41	12:46	13:46	14:46	15:44	16:29	17:36	18:41	19:22	21:06
大橋々際	7:39	9:32	10:31	11:42	12:47	13:47	14:47	15:45	16:30	17:37	18:42	19:23	21:07
善作前	7:39	9:32	10:31	11:42	12:47	13:47	14:47	15:45	16:30	17:37	18:42	19:23	21:07
差合	7:40	9:33	10:32	11:43	12:48	13:48	14:48	15:46	16:31	17:38	18:43	19:24	21:08
元狭口	7:41	9:34	10:33	11:44	12:49	13:49	14:49	15:47	16:32	17:39	18:44	19:25	21:09
猿毛橋	7:42	9:35	10:34	11:45	12:50	13:50	14:50	15:48	16:33	17:40	18:45	19:26	21:10
狭口	7:43	9:36	10:35	11:46	12:51	13:51	14:51	15:49	16:34	17:41	18:46	19:27	21:11
桜沢	7:44	9:37	10:36	11:47	12:52	13:52	14:52	15:50	16:35	17:42	18:47	19:28	21:12
秋房	7:44	9:37	10:36	11:47	12:52	13:52	14:52	15:50	16:35	17:42	18:47	19:28	21:12
八幡橋	7:45	9:38	10:37	11:48	12:53	13:53	14:53	15:51	16:36	17:43	18:48	19:29	21:13
秋房入口	7:46	9:39	10:38	11:49	12:54	13:54	14:54	15:52	16:37	17:44	18:49	19:30	21:14
若宮町	7:47	9:40	10:39	11:50	12:55	13:55	14:55	15:53	16:38	17:45	18:50	19:31	21:15
五番町	7:48	9:41	10:40	11:51	12:56	13:56	14:56	15:54	16:39	17:46	18:51	19:32	21:16
上町	7:49	9:42	10:41	11:52	12:57	13:57	14:57	15:55	16:40	17:47	18:52	19:33	21:17
本町	7:50	9:43	10:42	11:53	12:58	13:58	14:58	15:56	16:41	17:48	18:53	19:34	21:18
加茂駅前	7:52	9:45	10:44	11:55	13:00	14:00	15:00	15:58	16:43	17:50	18:55	19:36	21:20
駅前通	7:52	9:45	10:44	11:55	13:00	14:00	15:00	15:58	16:43	17:50	18:55	19:36	21:20
加茂小学校前	7:54	9:47	10:46	11:57	13:02	14:02	15:02	16:00	16:45	17:52	18:57	∥	∥
青海通	7:54	9:47	10:46	11:57	13:02	14:02	15:02	16:00	16:45	17:52	18:57	∥	∥
加茂病院前	7:57	9:50	10:49	12:00	13:05	14:05	15:05	16:03	16:48	17:55	19:00	∥	∥
病児保育園前	7:58	9:51	10:50	12:01	13:06	14:06	15:06	16:04	16:49	17:56	19:01	∥	∥
図書館前	7:58	9:51	10:50	12:01	13:06	14:06	15:06	16:04	16:49	17:56	19:01	∥	∥
加茂郵便局前	7:59	9:52	10:51	12:02	13:07	14:07	15:07	16:05	16:50	17:57	19:02	∥	∥
穀町	8:01	9:54	10:53	12:04	13:09	14:09	15:09	16:07	16:52	17:59	19:04	19:37	21:21
寿町	8:02	9:55	10:54	12:05	13:10	14:10	15:10	16:08	16:53	18:00	19:05	19:38	21:22
旭町	8:03	9:56	10:55	12:06	13:11	14:11	15:11	16:09	16:54	18:01	19:06	19:39	21:23
幸町	8:04	9:57	10:56	12:07	13:12	14:12	15:12	16:10	16:55	18:02	19:07	19:40	21:24
市役所前	8:08	10:01	11:00	12:11	13:16	14:16	15:16	16:14	16:59	18:06	19:11	19:44	21:28

七谷線
上り
美人の湯行

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便	第11便	第12便	第13便
市役所前	7:29	8:21	9:25	10:48	11:36	12:40	13:49	14:36	15:39	16:46	17:32	18:32	20:24
幸町	7:30	8:22	9:26	10:49	11:37	12:41	13:50	14:37	15:40	16:47	17:33	18:33	20:25
旭町	7:31	8:23	9:27	10:50	11:38	12:42	13:51	14:38	15:41	16:48	17:34	18:34	20:26
寿町	7:32	8:24	9:28	10:51	11:39	12:43	13:52	14:39	15:42	16:49	17:35	18:35	20:27
穀町	∥	8:25	9:29	10:52	11:40	12:44	13:53	14:40	15:43	16:50	17:36	18:36	∥
加茂郵便局前	∥	8:28	9:32	10:55	11:43	12:47	13:56	14:43	15:46	16:53	17:39	18:39	∥
図書館前	∥	8:29	9:33	10:56	11:44	12:48	13:57	14:44	15:47	16:54	17:40	18:40	∥
病児保育園前	∥	8:30	9:34	10:57	11:45	12:49	13:58	14:45	15:48	16:55	17:41	18:41	∥
加茂病院前	∥	8:31	9:35	10:58	11:46	12:50	13:59	14:46	15:49	16:56	17:42	18:42	∥
青海通	∥	8:31	9:35	10:58	11:46	12:50	13:59	14:46	15:49	16:56	17:42	18:42	∥
加茂小学校前	∥	8:32	9:36	10:59	11:47	12:51	14:00	14:47	15:50	16:57	17:43	18:43	∥
穀町	∥	8:34	9:38	11:01	11:49	12:53	14:02	14:49	15:52	16:59	17:45	18:45	∥
加茂駅前	7:35	8:36	9:40	11:03	11:51	12:55	14:04	14:53	15:54	17:01	17:47	18:47	20:30
駅前通	7:35	8:36	9:40	11:03	11:51	12:55	14:04	14:51	15:54	17:01	17:47	18:47	20:30
本町	7:36	8:37	9:41	11:04	11:52	12:56	14:05	14:52	15:55	17:02	17:48	18:48	20:31
上町	7:37	8:38	9:42	11:05	11:53	12:57	14:06	14:53	15:56	17:03	17:49	18:49	20:32
五番町	7:38	8:39	9:43	11:06	11:54	12:58	14:07	14:54	15:57	17:04	17:50	18:50	20:33
若宮町	7:39	8:40	9:44	11:07	11:55	12:59	14:08	14:55	15:58	17:05	17:51	18:51	20:34
秋房入口	7:40	8:41	9:45	11:08	11:56	13:00	14:09	14:56	15:59	17:06	17:52	18:52	20:35
八幡橋	7:41	8:42	9:46	11:09	11:57	13:01	14:10	14:57	16:00	17:07	17:53	18:53	20:36
秋房	7:41	8:42	9:46	11:09	11:57	13:01	14:10	14:57	16:00	17:07	17:53	18:53	20:36
桜沢	7:42	8:43	9:47	11:10	11:58	13:02	14:11	14:58	16:01	17:08	17:54	18:54	20:37
狭口	7:43	8:44	9:48	11:11	11:59	13:03	14:12	14:59	16:02	17:09	17:55	18:55	20:38
猿毛橋	7:44	8:45	9:49	11:12	12:00	13:04	14:13	15:00	16:03	17:10	17:56	18:56	20:39
元狭口	7:45	8:46	9:50	11:13	12:01	13:05	14:14	15:01	16:04	17:11	17:57	18:57	20:40
差合	7:46	8:47	9:51	11:14	12:02	13:06	14:15	15:02	16:05	17:12	17:58	18:58	20:41
善作前	7:46	8:47	9:51	11:14	12:02	13:06	14:15	15:02	16:05	17:12	17:58	18:58	20:41
大橋々際	7:47	8:48	9:52	11:15	12:03	13:07	14:16	15:03	16:06	17:13	17:59	18:59	20:42
黒水	7:47	8:48	9:52	11:15	12:03	13:07	14:16	15:03	16:06	17:13	17:59	18:59	20:42
団地前	7:48	8:49	9:53	11:16	12:04	13:08	14:17	15:04	16:07	17:14	18:00	19:00	20:43
樋脇橋	7:48	8:49	9:53	11:16	12:04	13:08	14:17	15:04	16:07	17:14	18:00	19:00	20:43
七谷コミセン	7:49	8:50	9:54	11:17	12:05	13:09	14:18	15:05	16:08	17:15	18:01	19:01	20:44
出戸	7:50	8:51	9:55	11:18	12:06	13:10	14:19	15:06	16:09	17:16	18:02	19:02	20:45
七谷小学校前	7:50	8:51	9:55	11:18	12:06	13:10	14:19	15:06	16:09	17:16	18:02	19:02	20:45
高柳	7:51	8:52	9:56	11:19	12:07	13:11	14:20	15:07	16:10	17:17	18:03	19:03	20:46
下高柳	7:51	8:52	9:56	11:19	12:07	13:11	14:20	15:07	16:10	17:17	18:03	19:03	20:46
美人の湯	7:52	8:53	9:57	11:20	12:08	13:12	14:21	15:08	16:11	17:18	18:04	19:04	20:47
三場		8:54	9:58		12:09	13:13		15:09			18:05		
小乙		8:55	9:59		12:10	13:14		15:10			18:06		
岩野		8:56	10:00		12:11	13:15		15:11			18:07		
中奥農場		8:57	10:01		12:12	13:16		15:12			18:08		
小俣入口		8:58	10:02		12:13	13:17		15:13			18:09		
長瀬神社前		8:59	10:03		12:14	13:18		15:14			18:10		
水源地		9:01	10:05		12:16	13:20		15:16			18:12		

須田線
上り
経営大前行

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便
国道・新飯田新町	7:10	7:48	9:08	10:13	12:08	13:35	16:03	16:40	17:41	18:42
新飯田新町	7:10	7:48	9:08	10:13	12:08	13:35	16:03	16:40	17:41	18:42
上新田	7:11	7:49	9:09	10:14	12:09	13:36	16:04	16:41	17:42	18:43
鶉ノ森	7:13	7:51	9:11	10:16	12:11	13:38	16:06	16:43	17:44	18:45
中鶉ノ森	7:14	7:52	9:12	10:17	12:12	13:39	16:07	16:44	17:45	18:46
前須田	7:15	7:53	9:13	10:18	12:13	13:40	16:08	16:45	17:46	18:47
須田小学校前	7:15	7:53	9:13	10:18	12:13	13:40	16:08	16:45	17:46	18:47
上後須田	7:16	7:54	9:14	10:19	12:14	13:41	16:09	16:46	17:47	18:48
後須田	7:18	7:56	9:16	10:21	12:16	13:43	16:11	16:48	17:49	18:50
須田中学前	7:19	7:57	9:17	10:22	12:17	13:44	16:12	16:49	17:50	18:51
五反田	7:20	7:58	9:18	10:23	12:18	13:45	16:13	16:50	17:51	18:52
加茂新田	7:21	7:59	9:19	10:24	12:19	13:46	16:14	16:51	17:52	18:53
住寺堀	7:21	7:59	9:19	10:24	12:19	13:46	16:14	16:51	17:52	18:53
堀内医院前	7:22	8:00	9:20	10:25	12:20	13:47	16:15	16:52	17:53	18:54
諏訪の木	7:23	8:01	9:21	10:26	12:21	13:48	16:16	16:53	17:54	18:55
平成園前	7:25	8:03	9:23	10:28	12:23	13:50	16:18	16:55	17:56	18:57
加茂高校前	7:27	8:05	9:25	10:30	12:25	13:52	16:20	16:57	17:58	18:59
にいつフードセンター前	∥	∥	∥	10:32	12:27	13:54	∥	∥	∥	∥
市役所前	∥	8:07	9:27	10:34	12:29	13:56	16:22	16:59	∥	∥
幸町	7:28	8:08	9:28	10:35	12:30	13:57	16:23	17:00	17:59	19:00
旭町	7:29	8:09	9:29	10:36	12:31	13:58	16:24	17:01	18:00	19:01
寿町	7:30	8:10	9:30	10:37	12:32	13:59	16:25	17:02	18:01	19:02
加茂駅前	7:35	8:15	9:35	10:42	12:37	14:04	16:30	17:07	18:06	19:07
駅前通	7:35	8:15	9:35	10:42	12:37	14:04	16:30	17:07		
本町	∥	8:17	9:37	10:44	12:39	14:06	16:32	17:09		
上町	∥	8:18	9:38	10:45	12:40	14:07	16:33	17:10		
五番町	∥	8:19	9:39	10:46	12:41	14:08	16:34	17:11		
上条皆川区民会館前	∥	8:20	9:40	10:47	12:42	14:09	16:35	17:12		
第三平成園前	∥	8:21	9:41	10:48	12:43	14:10	16:36	17:13		
農林高校前	∥	8:21	9:41	10:48	12:43	14:10	16:36	17:13		
自衛隊加茂地域事務所前	∥	8:22	9:42	10:49	12:44	14:11	16:37	17:14		
病児保育園前	∥	8:23	9:43	10:50	12:45	14:12	16:38	17:15		
加茂病院前	7:41	8:25	9:45	10:52	12:47	14:14	16:40	17:17		
学校町	7:43	8:27	9:47	10:54	12:49	14:16	16:42	17:19		
暁星高校前	7:45	8:29	9:49	10:56	12:51	14:18	16:44	17:21		
経営大前	7:48	8:32	9:52	10:59	12:54	14:21	∥	∥		
都美容室前		8:35	9:55	11:02	12:57	14:24	16:47	17:24		
丸山商店前		8:35	9:55	11:02	12:57	14:24	16:47	17:24		

降車のみ



須田線
下り
国道・新飯田新町行

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便
丸山商店前		7:58	9:10	11:02	12:39	14:57	15:37	16:43		
都美容室前		7:58	9:10	11:02	12:39	14:57	15:37	16:43		
経営大前				11:04	12:41	14:59	15:39	16:45	17:49	18:34
暁星高校前		7:59	9:11	11:06	12:43	15:01	15:41	16:47	17:51	18:36
学校町		8:01	9:13	11:08	12:45	15:03	15:43	16:49	17:53	18:38
加茂病院前	6:46	8:03	9:15	11:10	12:47	15:05	15:45	16:51	17:55	18:40
病児保育園前	6:48	8:05	9:17	11:12	12:49	15:07	15:47	16:53	17:57	18:42
自衛隊加茂地域事務所前	6:48	8:05	9:17	11:12	12:49	15:07	15:47	16:53	17:57	18:42
農林高校前	6:49	8:06	9:18	11:13	12:50	15:08	15:48	16:54	17:58	18:43
第三平成園前	6:50	8:07	9:19	11:14	12:51	15:09	15:49	16:55	17:59	18:44
上条皆川区民会館前	6:51	8:08	9:20	11:15	12:52	15:10	15:50	16:56	18:00	18:45
五番町	6:52	8:09	9:21	11:16	12:53	15:11	15:51	16:57	18:01	18:46
上町	6:53	8:10	9:22	11:17	12:54	15:12	15:52	16:58	18:02	18:47
本町	6:54	8:11	9:23	11:18	12:55	15:13	15:53	16:59	18:03	18:48
加茂駅前	6:57	8:14	9:26	11:21	12:58	15:16	15:56	17:02	18:06	18:51
駅前通	6:57	8:14	9:26	11:21	12:58	15:16	15:56	17:02	18:06	18:51
穀町	6:59	8:16	9:28	11:23	13:00	15:18	15:58	17:04	18:08	18:53
寿町	7:00	8:17	9:29	11:24	13:01	15:19	15:59	17:06	18:09	18:54
旭町	7:00	8:17	9:29	11:24	13:01	15:19	15:59	17:07	18:09	18:54
幸町	7:01	8:18	9:30	11:25	13:02	15:20	16:00	17:09	18:10	18:55
にいつフードセンター前				11:27	13:04	15:22				
市役所前		8:21	9:33	11:29	13:06	15:24	16:03	17:12	18:13	
加茂高校前	7:02	8:23	9:35	11:31	13:08	15:26	16:05	17:14	18:15	18:56
平成園前	7:03	8:24	9:36	11:32	13:09	15:27	16:06	17:15	18:16	18:57
諏訪の木	7:04	8:25	9:37	11:33	13:10	15:28	16:07	17:16	18:17	18:58
堀内医院前	7:05	8:26	9:38	11:34	13:11	15:29	16:08	17:17	18:18	18:59
住寺堀	7:06	8:27	9:39	11:35	13:12	15:30	16:09	17:18	18:19	19:00
加茂新田	7:07	8:28	9:40	11:36	13:13	15:31	16:10	17:19	18:20	19:01
五反田	7:09	8:30	9:42	11:38	13:15	15:33	16:12	17:21	18:22	19:03
須田中学前	7:10	8:31	9:43	11:39	13:16	15:34	16:13	17:22	18:23	19:04
後須田	7:11	8:32	9:44	11:40	13:17	15:35	16:14	17:23	18:24	19:05
上後須田	7:12	8:33	9:45	11:41	13:18	15:36	16:15	17:24	18:25	19:06
須田小学校前	7:13	8:34	9:46	11:42	13:19	15:37	16:16	17:25	18:26	19:07
前須田	7:14	8:35	9:47	11:43	13:20	15:38	16:17	17:26	18:27	19:08
中鵜ノ森	7:15	8:36	9:48	11:44	13:21	15:39	16:18	17:27	18:28	19:09
鵜ノ森	7:16	8:37	9:49	11:45	13:22	15:40	16:19	17:28	18:29	19:10
上新田	7:17	8:38	9:50	11:46	13:23	15:41	16:20	17:29	18:30	19:11
新飯田新町	7:17	8:38	9:50	11:46	13:23	15:41	16:20	17:29	18:30	19:11
国道・新飯田新町	7:19	8:40	9:52	11:48	13:25	15:43	16:22	17:31	18:32	19:13

■ 高柳線第1便

■ 高柳線第2便

■ 猿毛線 (ルート変更)

■ 早朝 土倉・猿毛線

■ 村松線

■ 天神林・長福寺方面

■ 七谷帰宅便

停留所名	高柳1便	停留所名	高柳2便	停留所名	猿毛	停留所名	土倉	停留所名	村松	停留所名	天神林	停留所名	帰宅便
上高柳	6:25	上高柳	8:13	七谷コミセン前	6:31	上土倉	8:58	村松	7:25	五十嵐商店前	7:22	市役所前	11:15
中丸	6:26	中丸	8:14	樋脇橋	6:31	上土倉三叉路	8:59	下町	7:25	下の橋	7:23	幸町	11:16
上高柳入口	6:27	上高柳入口	8:15	団地前	6:32	下土倉	9:01	仲町	7:25	丸五技研前	7:30	旭町	11:17
善興寺前	6:29	善興寺前	8:17	黒水	6:33	土倉	9:03	上町	7:28	大郷町	7:31	寿町	11:18
下高柳	6:31	下高柳	8:19	大橋々際	6:34	冬鳥越	9:04	城町	7:29	矢立踏切前	7:32	穀町	11:19
西山	6:34	西山	8:22	善作前	6:34	上長谷	9:05	春日町	7:30	加茂駅西口	7:33	加茂郵便局前	11:22
高柳	6:36	高柳	8:24	差合	6:35	長谷	9:06	西村松	7:31	警察署前	7:38	図書館前	11:23
七谷小学校前	6:37	七谷小学校前	8:25	元狭口	6:36	下黒水	9:08	庚塚	7:32	丸山商店前	7:40	病児保育園前	11:24
上大谷スキー場	6:43	上大谷スキー場	8:31	猿毛	6:39	大橋々際	9:09	中野橋	7:33	都美容室前	7:40	加茂病院前	11:25
上大谷	6:44	上大谷	8:32	小貫	6:43	善作前	9:09	青橋	7:34	暁星高校前	7:43	青海通	11:25
中大谷	6:45	中大谷	8:33	乳倉子	6:45	差合	9:10	南田中	7:35	学校前	7:45	加茂小学校前	11:26
下大谷	6:46	下大谷	8:34	駒岡	6:46	元狭口	9:11	大蒲原小学校前	7:36	加茂病院前	7:46	穀町	11:28
たばこ屋前	6:47	たばこ屋前	8:35	体操トレセン前	6:47	猿毛	9:14	かみ上野	7:37	青海通	7:46	加茂駅前	11:30
出戸	6:48	出戸	8:36	八幡区民会館前	6:48	小貫	9:18	中島	7:38	加茂小学校前	7:47	駅前通	11:30
七谷コミセン	6:49	七谷コミセン	8:37	八幡	6:49	乳倉子	9:20	下大蒲原	7:40	穀町	7:48	本町	11:31
樋脇橋	6:49	樋脇橋	8:37	若宮	6:50	駒岡	9:21	下大公民館前	7:40	加茂駅	7:53	上町	11:32
団地前	6:50	団地前	8:38	五番町	6:51	体操トレセン前	9:22	上大蒲原	7:41	日立ニコトランス前	8:00	五番町	11:33
黒水	6:51	黒水	8:39	上町	6:52	八幡区民会館前	9:23	上大公民館前	7:41	大桃酒店前	8:02	若宮町	11:34
上黒水地蔵前	6:55	上黒水地蔵前	8:43	本町	6:53	八幡	9:24	諏訪下	7:42	長福寺橋	8:12	八幡	11:36
上黒水集落開発センター前	6:57	上黒水集落開発センター前	8:45	加茂駅前	6:54	若宮町	9:26	金割鉢泉	7:44	上下条	8:14	八幡区民会館前	11:37
大橋々際	7:00	大橋々際	8:48	駅前通	6:54	五番町	9:27	高松入口	7:45	早田区民会館前	8:15	体操トレセン前	11:38
善作前	7:00	善作前	8:48	穀町	6:56	上町	9:28	上土倉	7:52	下条簡易郵便局前	8:16	駒岡	11:39
差合	7:01	差合	8:49	寿町	6:57	本町	9:29	上土倉三叉路	7:53	青柳米店前	8:17	乳倉子	11:40
元狭口	7:02	元狭口	8:50	旭町	6:57	加茂駅前	9:30	下土倉	7:55	丹屋酒店前	8:18	小貫	11:42
猿毛橋	7:03	猿毛橋	8:51	幸町	6:58	駅前通	9:30	土倉	7:57	加茂駅前	8:20	猿毛	11:46
狭口	7:04	狭口	8:52	市役所前	7:01	加茂小学校前	9:32	冬鳥越	7:58	駅前通	8:20	元狭口	11:49
桜沢	7:05	桜沢	8:53			青海通	9:33	上長谷	7:59	穀町	8:22	差合	11:50
秋房	7:05	秋房	8:53			加茂病院前	9:35	長谷	8:00	寿町	8:23	善作前	11:50
八幡橋	7:06	八幡橋	8:54			病児保育園前	9:36	下黒水	8:02	旭町	8:23	大橋々際	11:51
秋房入口	7:07	秋房入口	8:55			図書館前	9:37	大橋々際	8:03	幸町	8:24	黒水	11:51
若宮町	7:08	若宮町	8:56			加茂郵便局前	9:38	善作前	8:03	市役所前	8:27	上黒水集落開発センター前	11:54
五番町	7:09	五番町	8:57			穀町	9:40	差合	8:04			上黒水地蔵前	11:56
上町	7:10	上町	8:58			寿町	9:41	元狭口	8:05			下黒水	12:00
本町	7:11	本町	8:59			旭町	9:41	猿毛橋	8:06			長谷	12:02
加茂駅前	7:12	加茂駅前	9:00			幸町	9:42	狭口	8:07			上長谷	12:03
駅前通	7:12	駅前通	9:00			市役所前	9:45	桜沢	8:08			冬鳥越	12:04
加茂小学校前	■	加茂小学校前	9:02			秋房	8:08	秋房	8:08			土倉	12:05
青海通	■	青海通	9:03			八幡橋	8:09	秋房入口	8:10			下土倉	12:07
加茂病院前	■	加茂病院前	9:05			秋房	8:11	若宮町	8:11			上土倉三叉路	12:09
病児保育園前	■	病児保育園前	9:06			五番町	8:12	上町	8:13			上土倉	12:10
図書館前	■	図書館前	9:07			本町	8:14	加茂駅前	8:15			七谷コミセン	12:15
加茂郵便局前	■	加茂郵便局前	9:08			駅前通	8:15	穀町	8:17			出戸	12:16
穀町	7:14	穀町	9:10			寿町	8:18	旭町	8:18			たばこ屋前	12:17
寿町	7:15	寿町	9:11			幸町	8:19	市役所前	8:22			下大谷	12:18
旭町	7:16	旭町	9:11									中大谷	12:19
幸町	7:16	幸町	9:12									上大谷	12:21
市役所前	7:19	市役所前	9:15									上大谷スキー場	12:22
												七谷小学校前	12:27
												高柳	12:28
												西山	12:30
												下高柳	12:33
												善興寺前	12:35
												上高柳入口	12:37
												中丸	12:38
												上高柳	12:39